

えびの市森林整備計画

計画期間

自 令和 5年 4月 1日

至 令和15年 3月31日

(令和7年4月1日変更)



宮崎県
えびの市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 森林整備及び保全の目標
 - (2) 地域の目指すべき森林資源の姿・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 人工造林の対象樹種
 - (2) 人工造林の標準的な方法
 - ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数
 - イ その他人工造林の方法
 - (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 天然更新の対象樹種
 - (2) 天然更新の標準的な方法
 - ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数
 - イ 天然更新補助作業の標準的な方法
 - ウ その他天然更新の方法
 - (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
 - (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 更新に係る対象樹種
 - ア 人工造林の場合
 - イ 天然更新の場合
 - (2) 生育し得る最大の立木の本数
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ア 区域の設定
 - イ 施業の方法
 - (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林
 - ア 区域の設定
 - ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を

推進すべき森林	
② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
④ 水源の涵養機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	
イ 森林施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	13
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他必要な事項	15
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	15
4 森林管理制度の活用に関する事項	15
5 その他必要な事項	15
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4 その他必要な事項	16
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3 作業路網の整備に関する事項	17
(1) 基幹路網に関する事項	
ア 基幹路網の作設にかかる留意点	
イ 基幹路網の整備計画	
ウ 基幹路網の維持管理に関する事項	
(2) 細部の路網に関する事項	
ア 細部路網の作設に係る留意点	
イ 細部理網の維持管理に関する事項	
4 その他必要な事項	18
第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
Ⅲ 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止の方法	
ア 植栽木の保護措置	
イ 捕獲	
2 その他必要な事項	21
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	21
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	
(2) その他	
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	21
3 林野火災の予防の方法	21
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21

5	その他必要な事項	21
	(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
	(2) その他	

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	22
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	22
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
	(1) 森林保健施設の整備	
	(2) 立木の期待平均樹高	
4	その他必要な事項	23

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	23
	(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
	(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区画	
2	生活環境の整備に関する事項	24
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	24
5	住民参加による森林の整備に関する事項	24
	(1) 地域住民参加による取組みに関する事項	
	(2) 上下流連携による取組みに関する事項	
	(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策	
	(4) その他	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	25
7	その他必要な事項	25
	(1) 市有林の整備	
	(2) 森林保険への加入促進	
	(3) 入会林野整備の促進	
	(4) 国有林の利活用に関する事項	

付属資料

- 1 えびの市森林整備計画概要図
- 2 参考資料
 - (1) 人口及び就業構造
 - ① 年齢層別人口動態
 - ② 産業部門別就業者数等
 - (2) 土地利用
 - (3) 森林資源の現況等
 - ① 保有者形態別森林面積
 - ② 民有林の齢級別面積
 - ③ 保有山林面積規模別林家数
 - ④ 作業路網の状況
 - (4) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
 - (5) 市町村における林業の位置づけ
 - (6) 林業関係の就業状況
 - (7) 林業機械等設置状況
- 3 宮崎県天然更新完了基準

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、宮崎県の最西端、川内川及び大淀川の最上流に位置し、北部には熊本県人吉市・あさぎり町、西部は鹿児島県湧水町・霧島市に接した東西 26km、南北 20km の扇状をなした地域である。

地形は、北部に九州山脈南端の矢岳、国見鉄山等の連山が急傾斜を形成し、南部は霧島山系の一部を形成している主峰韓国岳をはじめ甕岳・白鳥山等が連なり、この一帯は昭和 9 年に日本で最初に指定され霧島錦江湾国立公園で、天然記念物のノカイドウの自生地でもある。また西部には昭和 41 年に指定された矢岳高原県立自然公園があり、これらの山並みを水源とする川内川が市の中央を北西に流れており、川内川とその支流沿いに集落、耕作地が形成されている。

本市の総面積 28,293ha のうち、森林面積は 20,208ha（国有林（林野庁所管）9,820.97ha（林野庁所管外）990.00ha、民有林（5 条森林）9,397.13ha（5 条森林外）0.55ha）で総面積の 71% を占めており、豊富な森林資源に恵まれている。

民有林（5 条森林）のうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 6,157ha となっており、人工林率 65% である。これら人工林は、35 年生以下の若い林分が 14%（881ha）、8・9 齢級が 7%（434ha）、10～12 齢級が 39%（2,413ha）となっており今後、適正な間伐を実施していくことが重要課題であるとともに、主伐期を迎えた人工林が急激に増加していることから、供給体制の整備も必要となってきた。また、将来の木材生産量の安定を図るために再造林の対策も課題である。

このほかにも、本市の森林は地域住民の生活に密着した里山や大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバリエーションに富んだ林分構成となっている。

さらに、林産物であるタケノコ・椎茸等の生産及び供給体制の整備や近年、野生動植物の保護が求められる一方で、シカ等による被害が後を絶たないことから野生動物との共存を図る森林づくりや総合的な被害対策、竹林化の防止など課題である。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮することとする。

また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を高度に発揮するうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名城等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵(かん)養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林は、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者等へ経営等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業体や森林所有者への経営等の集約化を図るとともに、本市・県・森林管理署・森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施、路網の維持運営等

を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。併せて今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や路網整備など補助事業を活用しながら森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、「I の 2 の森林整備の基本方針」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 10 条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、本市内に生育する主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、本市の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、本計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

地 域	樹 種					
本市全域	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の針葉樹	クヌギ・ナラ類	その他の広葉樹
	35 年	40 年	30 年	40 年	10 年	10 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

立木の皆伐及び択伐の留意点については、下表のとおりとする。

伐採方法の別	留 意 点
皆 伐	主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積に応じて、少なくとも 20ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図れる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。
----	--

人工林の主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本市における主伐の時期は、下表を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	主伐時期 の目安	標準的な施業体系		
			生産目標	仕立て方法	期待径級
本市全域	スギ	35年生	一般構造用材	中庸仕立て	28cm
		70年生以上	一般大経材		42cm以上
	ヒノキ	40年生	一般構造用材	中庸仕立て	26cm
		80年生以上	一般大経材		40cm以上
	クヌギ ナラ	10年生	しいたけ原木	中庸仕立て	12cm

用材向け広葉樹等については樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採するものとする。
なお、立木の伐採の標準的な伐採方法において、以下のアからオまでに留意して行うものとする。

- ア 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣地等の重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。
- オ 高性能林業機械等による伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）及び「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）」に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意するものとする。

3 その他必要な事項

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置する等、大面積の皆伐を避けることとし、自然災害、人的災害等の各種災害が起因しないように伐採残木の処理を適切に行い、伐採跡地についても早期の更新に努めるものとする。

また、伐採に当たっては、事前に隣接所有者との境界確認を行い無断伐採を防止するとともに、森林法以外の許可や届け出が必要ではないか確認を行うものとする。

さらに、伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため市が発行する伐採届旗等を掲示し、無断伐採の未然防止や植栽未済地の抑制を図るものとする。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

区 分	針広葉樹別	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチョウ、イヌマキ
	広葉樹	クヌギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類

上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士（フォレストアー）や林業普及指導員又は当市の林務担当等と相談の上、適切な樹種を選定することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率化や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。また、成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

樹 種	植栽本数（本/ha）	備考
ス ギ	1,500 ～ 3,000	
ヒ ノ キ	2,000 ～ 3,500	
ク ヌ ギ	2,000 ～ 3,500	

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員又は当市の林務担当等と相談の上、適切な植栽本数を選定することとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して機械地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努めるものとする。
植付けの方法	気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して植付け方法を定めるとともに適期に植え付けるものとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組むものとする。
植栽の時期	苗木の活着と成長が図られるよう、適期、通常は春に植栽するものとする。 なお、コンテナ苗については、その特性から植栽時期の分散を推進するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に更新を完了するものとする。

なお、保安林にあっては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	「宮崎県天然更新完了基準」（平成19年10月宮崎県環境森林部、附属資料2によるものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	宮崎県天然更新完了基準によるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
宮崎県天然更新完了基準によるものとする。	宮崎県天然更新完了基準によるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。
刈出し	タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。
植込み	天然更新が不十分な箇所について行うものとする。植え込む樹種は林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況に勘案して決めるものとする。
芽かき	ぼう芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、天然更新完了基準で定める方法により行うものとし、更新が完了していないと判断される場合には植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には、植え込み等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表状況、病虫害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

ただし、Ⅳの1の保健機能森林の区域（林小班）内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	本表は、森林の区分を「該当なし」と記載していますが、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」が皆無であり、あまねく天然更新で良いという意味ではありません。 適確な更新が行われなければ、森林が荒廃し災害の原因になる等の森林の多面的機能が低下しますので、伐ったら植えて育てるのサイクルにより森林資源を持続的に循環利用することが重要です。 これらのことを踏まえ、特に、木材生産機能維持増進森林及び人家や道路、河川等に隣接する森林においては、極力、天然更新ではなく人工造林をお願いすることとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱの第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合

Ⅱの第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定以上の余裕を加えた樹高以上のものについては、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。また、ニホンジカ等による被害に対応するため、鳥獣害防止施設(防護柵)等の整備を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態で維持していく上で必要不可欠な作業である。このため、地形、気象等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、林木の競争状態及び適度な下層植生を有する適正な林分構成が維持されるよう、間伐の実施期間、間隔、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間 伐 時 期 （ 年 ）				標準的な方法
			初 回	2 回目	3 回目	4 回目～	
ス ギ	一般 構造用材	2,000 ～ 3,000	1 3 ～ 1 6	1 7 ～ 2 3	2 4 ～ 3 0	標準伐期齢以上で利用間伐をする場合は10～15年おきに実施する。	「宮崎県間伐技術指針」（昭和53年3月宮崎県林務部）及び「宮崎県長伐期施業技術指針」（平成20年宮崎県森林環境部）等により実施する。
	一般 大径材						
ヒノキ	スギの施業体系に準ずる。						

なお、森林経営計画の認定基準に係る間伐の間隔は、下表によるものとする。

間伐の間隔 (スギ・ヒノキ共通)	
標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
1 5 年	2 0 年

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

(時期及び回数)

保育の 種 類	樹 種	実施林齢													備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
下刈	スギ ヒノキ クヌギ														
つる切															
除伐															

(方法)

保 育 の 種 類	標 準 的 な 方 法	備 考
下 刈	通常年1回、植栽木が被圧されないよう植生の繁茂状況に応じ、適切な時期及び作業方法により雑草木を刈り払う。 又、雑草木の繁茂状況が著しい時は、2回以上実施する。	
つる切	つる類の繁茂状況に応じ、適切に実施する。	
除 伐	造林木の育成が阻害されないよう目的樹種以外の不要木や成木の見込みのない不良木を対象に下刈終了後3～6年頃に1～2回程度実施する。 この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに、目的樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存・育成するなど現地の実態に応じて適切に実施する。	
枝 打	通常、すそ枝打（手の届く範囲）や枯れ枝落としなど最小限度に行うこととするが、優良材生産にあつては、若齢級から生産目標に応じた枝打ちを行うこととする。	

3 その他必要な事項

上記1及び2によるほか、特に次に示す点に留意することとする。

○ 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行うものとする。

路網整備の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については風害に留意し、間伐の繰返し期間を5年程度として実施することとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発根が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めるものとする。

○ 下列

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこととする。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合には、2回刈を行うものとする。

○ つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施するものとする。

○ 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成するものとする。

○ 鳥獣被害対策

鳥獣被害対策については、野生鳥獣による樹木等の被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

局地的森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することができないと見込まれる森林については、生育状況に応じた間伐又は保育の方法を決定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を次のように定めるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源^{かん}地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が^{かん}高い森林などを水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に定めるものとする。

当該森林の区域は別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保することとする。

伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長することとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢+10年）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の針葉樹	クヌギ・ナラ類	その他の広葉樹
本市全域	45年	50年	40年	50年	20年	20年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林^{かん}その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が^{かん}高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含んだ土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壤等の土壤を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市（町村）民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

④ 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林

「(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」のうち、クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林等について定めるものとする。

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき森林施業方法ごとに別表2に定めるものとする。

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気汚染の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持管理又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの④に掲げる森林においては、伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保することとする。

なお、伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林と定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。長伐期施業を適正に実施するため、長伐期施業技術指針等を参考にするものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢＋５年）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クスギ・ ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域					１５年	１５年

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クスギ・ ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域	７０年	８０年	６０年	８０年	２０年	２０年

２ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

次に掲げる森林の区域を別表に定めるものとする。

林木の生育に適した森林、林道等との開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林について、必要に応じて定めるものとする。

この際、区域内において１の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された１等地及び２等地に区分された森林を区域として設定するものとする。

地位	地利		
	200m 未満	200m～500m 未満	500m以上
１	１等地	１等地	２等地
２	１等地	２等地	３等地
３	２等地	３等地	３等地

地位：土壌型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定

地利：路網からの距離から３つに区分

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生する恐れのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

具体的には、林班単位で人工林が過半、かつ、木材等生産機能がHの森林が過半、かつ、林班の傾斜区分の平均が緩又は中、かつ、路網等からの距離が 200m 未満の森林等から設定するものとする。ただし、災害が発生する恐れのある森林を除く。

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努めることとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区 分	森林の区域（林班）	面 積（ha）
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7, 11, 19, 29, 34, 37, 38, 42, 47, 50, 54, 55, 58, 59, 66, 68, 72, 75, 82-144	3, 476.29
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	—	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1, 6-9, 11-23, 25, 27-31, 34-41, 43, 44, 46, 48, 49, 52-56, 59, 61-63, 68, 75, 79, 88	390.08
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	19, 37, 38, 42	36.07
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	19, 42	30.84
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1-144	9364.75
特に効率的な施業が可能な森林	—	—

【別表 2】

施 業 の 方 法		森林の区域（林班）	面積（ha）
伐期の延長をすべき森林	標準伐期齢＋10年	7, 29, 34, 37, 38, 42, 47, 50, 54, 55, 58, 59, 66, 68, 72, 75, 82-86	3, 274.89
	標準伐期齢＋5年	34, 38, 72, 82, 85, 87	9.21
長伐期施業を推進すべき森林		1, 3, 6-9, 11-23, 25, 27-31, 34-44, 46, 48, 49, 51-63, 68, 70, 71, 75, 78-80, 88	1, 133.63
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林所有者等、森林の土地の所有者又は緑化活動その他森林の整備及び保全を目的とした特定非営利活動法人等とが締結する森林施業等に関する施業実施協定は、公益的機能別施業森林の整備に資するものである必要がある。

このため、地域の実情に即し、自主的な話し合いを基礎として、その森林の機能の維持増進が図られるよう適切な森林の施業が行われるものとする。

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市による森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の働きかけ、森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林GISを活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を森林台帳等で適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業の受託等に必要な森林所有者情報等は個人情報の保護に十分に配慮しながら、意欲ある森林施業プランナー等に提供するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者自らが経営管理できない森林については、県と連携し、森林経営管理制度に基づき「ひなたのチカラ林業経営者」による適切な経営管理を推進する。また、公益性が高い場所で人工林としての管理が困難な森林については、森林環境譲与税及び森林環境税を活用し、針広混交林や広葉樹林化を促進するものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小流域を単位とした森林の集団化が可能な地域にあっては、市、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。

併せて、今後の森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林GISや全球測位衛星システム機器、ドローンを活用した境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林所有者の高齢化、後継者不足などにより林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

このため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的整備を図ると共に、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を推進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 森林経営計画の共同作成者全員により各年度当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することとする。

(2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同により実施することとする。

(3) 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすることとする。

(4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

木材の搬出を伴う間伐の実施や多用な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するものとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備するものとする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	16以上	44以上	60以上 <50>
	架線系作業システム	16以上	4以上	20以上 <15>
急傾斜地 (35° ～)	架線系作業システム	5以上	-	5以上

注1 急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路線整備等推進区域)は、傾斜、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ、概略図のとおりとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、「林道規程」(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)又は「林道専用道作設指針」(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」(平成20年3月宮崎県森林環境部)等に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとする。

単位 延長：m 面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位置	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	71ア1	牧ノ内丸岡	600	16	R5	①	
拡張	自動車道		63イ16	木屋ケ野	500	28	R5	②	～R8
開設	軽車道	作業道	37ウ39	中原4号	300	12	R5	③	
開設	軽車道	作業道	70ア7	牧ノ内2号	700	17	R7	④	
開設	自動車道	林業専用道	34コ66	木場添	400	15	R6	⑤	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)及び「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持・管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

これまでも本市では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施業を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところである。

今後も、国が定める「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本とし、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）等に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、施工に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し整備を推進することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）や「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適切に維持・管理するものとする。

4 その他必要な事項

素材生産コストの低減に必要な山土場、中間土場、高性能林業機械等保管庫、土捨て場等を整備するものとする。

施設の種類の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の37%は経営規模が5ha未満の小規模所有者であり、保育対象年齢級の森林も多い、また主伐後に再造林を実施して林業経営を維持することや後継者問題も重なって困難である場合が多い。従って、森林の施業又は経営の長期委託や、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成方策は次のとおりとする。

○ 林業労働者の養成・育成

就業相談会の開催、就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による新規就業者の確保や、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーターの養成研修の実施など段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れの検討等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、さらに、現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による労働環境の改善に努めるものとする。

また、林業研究グループ等の先導的活動への支援や経営・技術等に関する研修の実施等により、経営感覚に優れた地域の次の世代を担う林業後継者の育成に努めるものとする。

○ 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進するものとする。

また、森林組合と林業事業体の事業連携や林業事業体の法人化・協業化の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林は主伐期を迎える人工林が急速に増大している。また、林業従事者の減少及び高齢化が続く中、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることが必要となっており、林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることは重要な課題である。

なお、高性能林業機械の使用にあたっては、特に林地の保全に留意することとするとともに、宮崎県が作成した「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」等を参考にすることとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現 状	将 来
伐倒 造材 集材	緩傾斜	チェンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ	チェンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ、フォワーダ
	急傾斜	チェンソー、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ	チェンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ
造林 保育等	地ごしらえ 下刈り	チェンソー、刈り払い機	チェンソー、刈り払い機
	除伐 間伐	チェンソー、刈り払い機、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ	チェンソー、刈り払い機、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の主な林産物は、木材、椎茸及びタケノコである。民有林における素材は民間直営製材所や隣接する小林市や人吉市の木材市場へ出荷されている。市内製材業者においては事業所ごとに製材品の流通拡大を行っているが、主伐期を迎えた大径材の出荷も今後、増加すると見込まれており、処理加工施設の整備が遅れている現状でもある。

このようなことから、素材生産から加工販売までの一貫した流通加工体制を整備して、間伐材を中心とした供給の増大、並びに主伐材（大径材）の処理加工に対応するとともに、間伐材需要の開拓を推進することとする。

また、「えびの市木材利用促進の基本方針」に基づき、公共建設物・公共土木工事においては原則として市産材の木材を利用し、地域林産業の活性化を図ることとする。

特用林産物のうち、生椎茸が原木栽培により3t生産されており、規模拡大と併せて原木の安定供給や通年による生産・品質の向上を図ることとする。

タケノコについては、竹林整備の補助事業を実施しながら生産量増大を図り、労務の軽減を進めるとともに、穂先タケノコの出荷を推進するなど生産拡大を行い産地化・ブランド化を図るほか、民間集荷場・農協等と連携して販路の拡大に努めることとする。

その他、シキミ・ヒサカキの林産物においても生産・品質の向上に努め、新規参入者の確保・育成を図ることとする。

また、自然食品指向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

林産物の生産（特用林産物）流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
丸太加工施設	東原田	1,400 m ³	A	東原田	1,500 m ³	A	
〃	東原田	1,200 m ³	B	東原田	1,200 m ³	B	
〃	東原田	8,400 m ³	C	東原田	12,000 m ³	C	
〃	坂元	700 m ³	D	坂元	800 m ³	D	
〃	向江	700 m ³	E	向江	700 m ³	E	
木製品販売	上江	3,900 m ³	F	上江	3,900 m ³	F	
椎茸生産施設	出水	80 m ³	G	出水	100 m ³	G	
タケノコ生産	大河平	198 t	H	大河平	200 t	H	
シキミ生産	高野	3ha	I	高野	3ha	I	

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のアの又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、対象鳥獣がニホンジカの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うものとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
ニホンジカ	市内全域	9,397.13

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う事業者や森林所有者等から情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

保安林等公益的機能の高い森林について重点的に森林の巡視を実施し、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特にマツの多い地域にあつては被害抑制のための健全な松林の整備と松枯れの防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動の一層の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

また、新たに発生する森林病虫害については、情報把握や防除方法等の状況提供に努めるものとする。

(2) その他

特になし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1の(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の実態を把握し、被害対策を講じるとともに被害跡地の復旧に努めるものとする。

林業採算性の低い奥地森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進するものとする。

また、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数管理等を行うものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事防止パレード等による市民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「えびの市火入れに関する条例」に基づき申請し、申請どおりに実施するものとする。

また、着火する際には、必ず風下かつ山頂部から行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は老齢林等のため被害を受けやすいものであつて、地理的条件からみて伐採が容易なものについて、市長が個別に判断し伐採を促進するものとする。

また、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等についても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

(2) その他

森林所有者等による、日常の巡視等を通じて、森林の保護、管理等に努めるものとする。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

次に掲げる森林について、森林浴・自然観察キャンプ等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

森林の所在			森 林 の 林 種 別 面 積 (ha)						備考
位 置		林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
東長江浦	尾八重野	1 9 オ	30. 84	1. 47					
末永	上村	4 2 ウ 4 2 エ		4. 67 2. 05					
末永	大岩元	4 2 エ		22. 19					

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、カエデ等からなる森林を維持し、又はその状態に誘導することを旨として次に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

施業の区分	施 業 の 方 法
造林	・ 択伐を行った林分については、必要に応じて植栽等の更新補助作業を行う。 ・ 複層林の植栽に当たっては、林内照度との関係からスギ・ヒノキ等を主体とするが、場所によっては、サクラ・ケヤキ等の広葉樹の導入を図る。 ・ 皆伐林分については、原則として伐採後2年以内に更新を完了する。 ・ ぼう芽更新を行う林分については、必要に応じて芽かき等を行い、後継樹の速やかな育成を図る。
保育	・ 複層林及び植え込みを行った林分については、植栽木の育成を図るため下刈、つる切り及び除伐等の保育を適切に行う。なお、複層林については、適切な照度を確保するため上木の枝打ち等を積極的に行う。 ・ 施設周辺で林木と身近に利用する箇所については、開放的で親しみやすい印象を与える必要があり、森林内の明るさを維持するよう、強度の除間伐、枝打ち、林床の整理を積極的に行う。
伐採	・ 保健機能森林については、施設の設置に伴う水源涵養、国土保全等の機能低下を補完し、森林の保健機能を一層増進させるため、原則として皆伐以外の方法とする。 ・ 択伐に当たっては、伐採木が形質良好な優良木に偏らないこととし、多様な樹種、林齢からなる森林に誘導するよう配慮することとする。なお、この場合において、カエデ・サクラ等の四季の色調に影響を与える樹木は積極的に保護に努める。 ・ 複層林施業を行う林分については、適切な林内照度を確保するため、必要に応じて受光伐を行う。 ・ 皆伐に当たっては、原則として標準伐期齢以上の林分を対象に、極力小面積とし、かつ、伐採箇所の分散を図るとともに、四季の色調に影響を与える樹木は積極的に保残に努める。

その他	・法令等により、伐採齢、伐採方法について制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。
-----	--

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

保健機能森林区域内においては、次に示すところに従い、適正な施設の整備を推進するものとする。

区域名	施 設 の 整 備
大岩元	整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設 (主な施設の種類) 遊歩道、その他必要な施設

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備考
スギ、ヒノキ、その他針葉樹	20	
広葉樹	18	

4 その他必要な事項

- 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保護及び施設の維持管理並びにその体制の確立を図る。
- 利用者の防火意識の啓発等によって、山火事の未然防止に努める。
- 管理道等を利用する場合は、安全施設の設置等利用者の安全確保に努める。
- 山地災害の未然防止等の国土保全を図るために、必要に応じて治山施設等の整備に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導を行うものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

森林経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、森林経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を下表のとおり設定する。

区域名	林 班	区域面積(ha)
えびの	1～60、65～85、101、102、118、130、131、134	6215.32

2 生活環境の整備に関する事項

森林資源の多面的な活用には、林道網をはじめとした林業基盤の整備は欠かすことが出来ない。また、森林整備を行う担い手の定住促進を図るためには、生活環境を整備する必要がある。

そこで、各種制度事業を有効活用し、林道の開設や生活道も兼ねた林業基盤整備を行う。用排水整備、防災安全施設等の整備を行い、若年層の定住促進や山村と都市との交流を活発にし、魅力ある山村づくりを目指すこととする。

集落間を連絡する既設路線の林道・作業道等について、生活道として利用する路線は安定路盤を図るために適切な維持・補修等を実施することとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材や地場産の特用林産物、林業にかかわる伝統技術など地域の森林資源を活用した地域活性化の方策については物産館や観光施設での販売促進と併せて新たな地場産品としての開発を行うこととする。

間伐材や林地残材の有効利用を推進することで、木質バイオマス燃料の安定的な供給システムを構築し、林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

都会に住む人々が本市の生活・文化・習慣に触れることによって、美しい自然景観や人の暖かさ、地域の伝統文化等を心ゆくまで楽しんでもらうことのグリーンツーリズムを推進してえびのの市らしい田舎の良さを感じ取ってもらうことが第一であることから、森林トレッキングやタケノコ・椎茸狩りなどの各種イベントを通じ、森林資源を生かした都市との交流が更に活発化するように取り組むこととする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

① 小・中・高校の在学中に森林で体験学習が行えるよう、体験の場となる森林を整備し、NPO 団体及び林業事業体で組織している森林づくり団体を主体として年齢層に応じたプログラム開発など受入体制の整備を推進することとする。

② 高齢者の健康づくりや生涯学習に資する森林体験の機会を提供できるよう、バリアフリーに配慮した森林や歩道などを整備し、福祉分野と連携して受入体制の整備を推進することとする。

③ 森林ボランティア活動や里山林の保全・利用活動に多くの住民が参加できるよう、対象森林の拡大や活動の高度化に向けた人材育成などを推進することとする。

④ 植樹祭等の開催により、林業への理解を深め、森林整備の必要性を推進するものとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本市の殆どは鹿児島県へ流れる川内川と宮崎県側への大淀川の最上流域として下流域の水
源として重要な役割を果たしている。「水源の森」の位置付けとして下流の住民団体等に植樹
祭等の活動参加を積極的に働き掛けることとする。

(3) その他

特になし

6 森林経営計画管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内におけるえびの市森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積(ha)	備 考
特になし			

7 その他必要な事項

不在村所有者の森林が適切に管理されていないことから、伐採後放置されている林分や間伐が
不十分な林分で森林の多面的機能が十分に発揮されないことが懸念される箇所については、公有
林化を検討するとともに、その実施にあたっては「森林・山村対策」による公有林化の推進支援
措置を積極的に活用し、適切な森林整備の推進を図るものとする。

さらに、林業普及指導員、森林管理署、森林総合監理士（フォレスター）、森林組合、森林所
有者、林業研究グループ等の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導・啓発活動に
努めるとともに、市全体の発展方向に十分留意しつつ、国県等の補助事業、「森林・山村対策」
や森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）に基づく森林環境譲与
税による地方財政措置等の積極的活用により、適切な森林整備の推進を図るものとする。

また、次の事項にも取り組むこととする。

(1) 市有林の整備

本市は現在人工林を中心に 8 3 3 h a、貸入森林 1 4 4 h a の森林を所有しており、施業に
おいては森林組合及び林業事業体等に保育、間伐等を委託し健全な森林育成と労働者の通年
雇用を図り、林業従事者の雇用安定確保を図る。

(2) 森林保険への加入促進

森林保険と連動して加入促進を図る。

(3) 入会林野整備の促進

他の林野に比較し土地利用が低く、新たな土地利用への転換も妨げられ、粗放な利用状態に
とどまっているため、入会林野の整備を図り、利権関係の近代化と整備後の土地及び立木等の
資源活用を促進することとする。

(4) 国有林の利活用に関する事項

本市の国有林内を活用した木材生産を目的とした分収造林や水源確保の分収造林など地域
林業の育成を図り、国有林の整備計画とも調和を図りながら、共同による施業団地の設定や
林道等の開設を行うなど連携を図るものとする。

また、森林空間を利用したトレッキングやアウトドアイベント、眺望などの観光的な資源も
豊富であることから、教育的な活用が図られるよう推進することとする。

地域の安全確保に向けた森林情報の共有及び長期的な森林の育成に関する協定（平成 29 年
6 月 9 日締結）に基づく相互に連携して取り組むものとする。

林業の成長産業化の実現に向けて林業を着実に発展させ、地域における雇用の場の創出と所
得水準の向上をもたらす産業へと転換することが極めて重要であることから、情報交換や意見
交換を行う地域林政対談を開催して、今後の地域林業政策を展開していくこととする。

3 宮崎県天然更新完了基準

宮崎県天然更新完了基準

改正 平成 24 年 2 月

平成 19 年 10 月

1 目 的

天然力を活用した更新の完了を判断する基準を作成し、地域森林計画等に規定する適切な更新を図ることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象となる森林は、更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆性樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木となりうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）を対象とする。（別紙「宮崎県天然更新完了基準 主要更新対象樹種一覧表」参照。）

なお、タケ類が優先する箇所は、竹林として取り扱う。

4 天然更新完了の基準

（１）更新対象地において、概ね均等に、樹高 0.5m 以上の更新対象樹種が ha 当たり約 3,000 本以上（立 木度 3 以上）生育していること。

なお、ぼう芽により一株当たり 3 本以上発生した更新対象樹種については、3 本として計上する。

現在の林分本数	
立木度＝	_____（十分率）
当該林分の林齢に対応する期待成立本数	

※期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。

（２）（１）の条件を満たさない場合は、補植等を実施し、確実な更新を図るものとする。

（３）（１）の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合や作業路の開設等の影響により土砂流出や林地の荒廃が見られる場合は、速やかに防除対策又は土砂流出防止対策等、適切な対策を実施する。

5 更新調査の方法

（１）調査の時期

更新調査は、伐採後おおむね 4 年を経過した時点で実施する。

(2) 調査方法

調査の方法は、原則として標準地調査とする。ただし、現地の状況から明らかに更新完了の確認ができる場合は目視とすることができる。

(3) 標準地調査プロットの設定

調査プロットは、植生の繁茂状況及び地形等を勘案し標準的な箇所を選定することとし、調査プロット数は次のとおりとする。

- ① 対象地が1ha未満の場合は、1箇所以上
- ② 対象地が1ha以上～5ha未満の場合は、2箇所以上
- ③ 対象地が5ha以上～10ha未満の場合は、3箇所以上
- ④ 対象地が10ha以上の場合は、10haから5ha増すごとに4箇所に1を加算した箇所以上

(4) 標準地調査プロットの大きさ

1プロットは25 m²とし、5 m×5 mの方形又は半径2.8mの円形で設定する。

(5) 添付書類

調査箇所毎に、野帳（目視の場合は除く。）及び全景、近景の写真を各1部ずつ添付する。

(6) その他

補植以外の更新補助作業を実施した場合は、一定の経過観察期間において、再度、天然更新完了を判断する調査を実施すること。

6 その他

今後、天然更新の状況調査を踏まえ、必要に応じて当該基準の見直しを検討する。

【別紙】

	樹種名	科名	樹高別	常緑/落葉	先駆種	備考		樹種名	科名	樹高別	常緑/落葉	先駆種	備考
ア	アオギリ	アオギリ	高木	落葉	○		シ	シオジ	モクセイ	高木	落葉		*
	アオダモ	モクセイ	高木	落葉		*		シナノガキ	カキノキ	高木	落葉		*
	アオハダ	モチノキ	高木	落葉				シナノキ	シナノキ	高木	落葉		
	アカガシ	フナ	高木	常緑		*		シュロ	ヤシ	高木	常緑		
	アカシデ	カバノキ	高木	落葉		*		シラカシ	フナ	高木	常緑		*
	アカマツ	マツ	高木	常緑	○			シリブカガシ	フナ	高木	常緑		*
	アカメガシワ	トウダイグサ	高木	落葉	○	*		シロダモ	クスノキ	高木	常緑		*
	アカメヤナギ	ヤナギ	高木	落葉		*		スギ	スギ	高木	常緑		
	アキニレ	ニレ	高木	落葉		*		スダジイ	フナ	高木	常緑		*
	アサガラ	エゴノキ	高木	落葉		*		センダン	センダン	高木	常緑		*
	アサダ	カバノキ	高木	落葉		*		セブノキ	クスノキ	高木	常緑		*
	アズキナシ	バラ	高木	落葉		*		タマミズキ	モチノキ	高木	落葉		*
	アスナロ(ヒバ)	ヒノキ	高木	常緑				タラヨウ	モチノキ	高木	常緑		*
	アベマキ	フナ	高木	落葉		*		チシャノキ	ムラサキ	高木	常緑		
	アラカシ	フナ	高木	常緑		*		チドリノキ	カエデ	高木	落葉		*
	アワフキ	アワフキ	高木	常緑				ツガ	マツ	高木	常緑		
	イイギリ	イイギリ	高木	落葉	○			ツクバネガシ	フナ	高木	常緑		*
	イスノキ	マンサク	高木	常緑				トチノキ	トチノキ	高木	落葉		
	イタヤカエデ	カエデ	高木	落葉		*		ナギ	マキ	高木	常緑		
イ	イチイ	イチイ	高木	常緑			ナ	ナタオレノキ	モクセイ	高木	常緑		*
	イチイガシ	フナ	高木	常緑		*		ナツツバキ	ツバキ	高木	落葉		*
	イチヨウ	イチヨウ	高木	落葉				ナナカマド	バラ	高木	落葉		*
	イヌエンジュ	マメ	高木	落葉		*		ナナミノキ	モチノキ	高木	常緑		*
	イヌガシ	クスノキ	高木	常緑		*		ナラガシワ	フナ	高木	落葉		*
	イヌガヤ	イチイ	高木	常緑				ナナキンハゼ	トウダイグサ	高木	落葉	○	
	イヌザクラ	バラ	高木	落葉		*		ニガキ	ニガキ	高木	落葉		*
	イヌシデ	カバノキ	高木	落葉		*		ニワウルシ	ニガキ	高木	落葉		*
	イヌフナ	フナ	高木	落葉		*		ネコノチチ	クロウメモドキ	高木	落葉		
	イヌマキ	マキ	高木	常緑		*		ネムノキ	マメ	高木	落葉	○	*
	イロハキミジ	カエデ	高木	落葉				ノノグルミ	クルミ	高木	落葉	○	
	ウバメガシ	フナ	高木	常緑		*		ハクウンボク	エゴノキ	高木	落葉		*
	ウラジロガシ	フナ	高木	常緑		*		バクチノキ	バラ	高木	常緑		*
	ウラジロノキ	バラ	高木	落葉		*		ハゼノキ	ウルシ	高木	落葉	○	*
	ウリハダカエデ	カエデ	高木	落葉		*		ハナガガシ	フナ	高木	常緑		*
エ	ウミミズザクラ	バラ	高木	落葉		*		ハネミイヌエンジュ	マメ	高木	落葉		*
	エゾエノキ	ニレ	高木	落葉	○	*		ハマセンダン	ミカン	高木	常緑		*
	エドヒガン	バラ	高木	落葉		*		ハナビワ	クスノキ	高木	常緑		*
	エノキ	ニレ	高木	落葉		*		ハリエンジュ	マメ	高木	落葉	○	*
	オオバアサガラ	エゴノキ	高木	落葉		*		ハリギリ	ウコギ	高木	落葉		*
オ	オオモミジ	カエデ	高木	落葉		*	フ	バリバリノキ	クスノキ	高木	常緑		*
	オガタマノキ	モクレン	高木	常緑		*		ハリモミ	マツ	高木	常緑		*
	オニグルミ	クルミ	高木	落葉				ハルニレ	ニレ	高木	落葉		*
	カキノキ	カキノキ	高木	落葉				ハンノキ	カバノキ	高木	落葉		*
	カゴノキ	クスノキ	高木	常緑		*		ヒノキ	ヒノキ	高木	常緑		*
カ	カシカエデ	カエデ	高木	落葉		*	ヒ	ヒメジャラ	ツバキ	高木	落葉		*
	カシノキ	クワ	高木	落葉		*		ヒメユズリハ	ユズリハ	高木	常緑		
	カシワ	フナ	高木	落葉		*		フサザクラ	フサザクラ	高木	落葉		
	カツラ	カツラ	高木	落葉		*		フナ	フナ	高木	落葉		*
	カナクギノキ	クスノキ	高木	常緑		*		ヘラノキ	シナノキ	高木	落葉		*
	カヤ	イチイ	高木	常緑				ホオノキ	モクレン	高木	落葉		*
	カラスザンショウ	ミカン	高木	落葉	○	*		ホソバタブ	クスノキ	高木	常緑		*
	キハダ	ミカン	高木	落葉		*		ホルトノキ	ホルトノキ	高木	常緑		*
	キリ	ノウゼンカズラ	高木	落葉				マデバシイ	フナ	高木	常緑		*
	クスノキ	クスノキ	高木	常緑		*		マルバアオダモ	モクセイ	高木	落葉		*
ク	クヌギ	フナ	高木	常緑		*	ミ	ミズキ	ミズキ	高木	落葉		
	クマシデ	カバノキ	高木	落葉		*		ミズナラ	フナ	高木	落葉		*
	クマノミズキ	ミズキ	高木	落葉		*		ミズメ	カバノキ	高木	落葉		*
	クリ	フナ	高木	落葉		*		ミツデカエデ	カエデ	高木	落葉		*
	クロガネモチ	モチノキ	高木	常緑				ムクノキ	ニレ	高木	落葉		*
	クロキ	ハイノキ	高木	常緑		*	ム	ムクロジ	ムクロジ	高木	落葉		
	クロバイ	ハイノキ	高木	常緑		*		モチノキ	モチノキ	高木	常緑		*
	クロマツ	マツ	高木	常緑				モッコク	ツバキ	高木	常緑		*
	ケヤキ	ニレ	高木	落葉		*		モミ	マツ	高木	常緑		
	ケヤマハンノキ	カバノキ	高木	落葉	○	*		ヤブツバキ	ツバキ	高木	常緑		*
コ	ケンボナシ	クロウメモドキ	高木	落葉			ヤ	ヤブニッケイ	クスノキ	高木	常緑		*
	コウヤマキ	コウヤマキ	高木	常緑				ヤマグルマ	ヤマグルマ	高木	常緑		*
	コシアブラ	ウコギ	高木	落葉		*		ヤマグワ	クワ	高木	落葉		*
	コジイ(ツブラジイ)	フナ	高木	常緑		*		ヤマザクラ	バラ	高木	落葉		*
	コナラ	フナ	高木	常緑		*		ヤマナシ	バラ	高木	落葉		*
	コハウチワカエデ	カエデ	高木	落葉		*		ヤマハンノキ	カバノキ	高木	落葉	○	*
	コバノチヨウセンエ	ニレ	高木	落葉		*		ヤマボウシ	ミズキ	高木	落葉		*
	コバンモチ	ホルトノキ	高木	落葉				ヤマモガシ	ヤマモガシ	高木	常緑		*
	コブシ	モクレン	高木	落葉		*		ヤマモモ	ヤマモモ	高木	常緑		
	コヨウマツ	マツ	高木	常緑				ユクノキ	マメ	高木	落葉		*
	ゴンズイ	ミツバウツギ	高木	落葉				ユズリハ	ユズリハ	高木	常緑		
サ	サイカチ	マメ	高木	落葉				リョウブ	リョウブ	高木	落葉		
	サウクルミ	クルミ	高木	落葉		*							
	サワラ	ヒノキ	高木	常緑									

注)備考の欄の「*」は、ぼう芽の樹種を示す。

(参考資料)

天然更新完了確認調査票（野帳）※一調査対象地ごとに作成

NO

市町村名

①調査年月日	平成	年	月	日						
②調査者	所属名									
	氏 名									
③調査地	林班	小班			面積(ha)	更新対象 面積(ha)	伐採年	伐 採 後 経過年数	プロット 番 号	
		記号	番号	枝番						
④調査結果	プロット1			プロット2			プロット3			
	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)	
		プロット4			プロット5			プロット6		
		樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)
⑤判定 (複数項目を選択し判定してよい)	A・B・C・D	A 天然更新が完了								
		B 天然更新が一部完了(面積 ha)								
		C 天然更新補助作業(面積 ha、作業内容:						)の実施が必要		
		D 人工造林(面積 ha)の実施が必要								
⑥添付するもの	森林計画図(調査地を図示したもの) 全景写真(1部) 近景写真(1部、樹高が推定できるもの)									